

・・・ 土地の利用を変更する前に ・・・

瀬戸市土地利用調整条例

この条例は「適正な土地利用」に向けて
市街化調整区域における開発行為等について
事業者と市との協議や、地元のみなさんとの対話の
手続きを定めたものです

平成11年7月1日施行

瀬戸市

1 協議の対象

市街化調整区域における次の行為が対象になります。

開発行為	宅地造成や土砂採取など、切土・盛土や擁壁の設置などにより、 <u>土地の区画や形状、質を変えるような行為で、事業区域が1,000㎡以上のも</u> なお、農地を農地以外（例：資材置き場など）の利用目的で使用する場合や太陽光発電施設を設置する場合も含まれます
建築行為	<u>建物の建築や特定工作物（クラッシャープラントなど）を設置する</u> ような行為で事業区域が1,000㎡以上のも
産業廃棄物 関連施設	産業廃棄物の積替え・保管施設や中間処理施設、最終処分場などを設置するような行為（増改築を含む）

※ 事業区域の面積が1haを超える開発行為等を行う場合は、この条例手続きの後、「愛知県土地開発行為等に関する指導要綱」の手続きが必要です

（問い合わせ先：愛知県振興部土地水資源課 TEL 052-954-6119（直通））

2 開発行為等の内容の周知・意見聴取

協議にあたっては、開発行為等の事業区域に係る地域のみなさまに計画の内容を周知し、意見を聴取していただきます。

(1) 周知・意見聴取の範囲

周知・意見聴取を行う範囲は、計画概要書をもとに市から事業者へ通知します。

この範囲は、開発行為などにより影響を受けるおそれがあると考えられる地域が基本になります。具体的には、事業区域とその隣接地が属する町内会等の地域団体の単位を目安とします。開発行為等の種類、規模などにより、周辺や下流域も範囲に含める場合もあります。

(2) 周知・意見の聴取

事業者は、市の通知書をもとに地域の代表者と周知・意見聴取の方法等について調整し、開発行為等の内容を周知し、地域住民等の意見を聴取します。その後、周知の状況や聴取した意見を市に報告してください。

※ ただし、産業廃棄物関連施設の周知・意見聴取については「瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」の手続きにより実施してください

（問い合わせ先：瀬戸市市民生活部環境課 TEL 0561-88-2671（直通））

3 協議の内容

市は、周知・意見聴取の結果を踏まえ、開発行為等の内容が市の土地利用に関する計画との適合性、施策の実施上の支障の有無、周辺環境に与える影響等の観点から協議を行います。なお、開発行為等の内容に支障がある場合は、市長が計画の変更、中止等を勧告する場合があります。

【市が法令に基づいて策定した土地利用に関する計画】

- (1) 瀬戸市総合計画（政策推進課）
- (2) 瀬戸市都市計画マスタープラン（都市計画課）
- (3) 瀬戸市緑の基本計画（都市計画課）
- (4) 瀬戸市森林整備計画（産業政策課）
- (5) 瀬戸市環境基本計画（環境課）

4 公表・罰則

条例に基づく手続きが適正に行われなかった場合等には、氏名等の公表や中止命令を行うことがあります。また、罰金が科せられることがあります。

	中止命令	氏名等の公表	罰金 5万円	罰金 20万円	罰金 30万円
① 虚偽の申請により協議を行い、行為着手した場合	○	○			○
② 協議未完了のまま行為着手した場合	○	○			○
③ 協議の結果、計画が不適当とされたにもかかわらず行為着手した場合		○			
④ 開発行為等に係る工事その他の行為の状況報告又は資料の提出に応じない場合		○	○		
⑤ 開発行為等に係る工事その他の行為の立入調査を拒否し、又は妨害した場合		○		○	
⑥ 関係する地域の住民等への周知状況について、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合			○		
⑦ 協議結果通知の受理後、開発行為等の着手、完了、廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合			○		
⑧ 開発行為等に係る工事その他の行為に対し、虚偽の状況報告又は資料を提出した場合			○		

5 ホームページ

土地利用調整条例の内容等について、瀬戸市のホームページで閲覧できます。また、申請書等の様式をダウンロードしてご利用いただけます。

【土地利用調整条例ホームページ】

瀬戸市役所のホームページから『瀬戸市土地利用調整条例』で検索してください。

【問合せ先】

瀬戸市 都市整備部 都市計画課 TEL 0561-88-2722（直通）

瀬戸市土地利用調整条例 手続きフロー

